

■特定用途制限地域の制限一覧■

用途地域内の建築物の用途制限 (建築基準法の分類)	嶺北北部都市計画区域		永平寺準都市計画区域	
	御陵地区	九頭竜川沿岸地区	大本山永平寺 参道地区	
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿				
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50 m ² 以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの				
店舗等	店舗等の床面積が150 m ² 以下のもの			
	店舗等の床面積が150 m ² を超え、500 m ² 以下のもの			
	店舗等の床面積が500 m ² を超え、1,500 m ² 以下のもの			
	店舗等の床面積が1,500 m ² を超え、3,000 m ² 以下のもの			
	店舗等の床面積が3,000 m ² を超えるもの	×	×	×
事務所等	事務所等の床面積が150 m ² 以下のもの			
	事務所等の床面積が150 m ² を超え、500 m ² 以下のもの			
	事務所等の床面積が500 m ² を超え、1,500 m ² 以下のもの			
	事務所等の床面積が1,500 m ² を超え、3,000 m ² 以下のもの			
	事務所等の床面積が3,000 m ² を超えるもの	×	×	×
ホテル、旅館		×	3,000 m ² 超は× (みなしホテル(※1) ×)	3,000 m ² 超は× (みなしホテル(※1) ×)
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	3,000 m ² 超は×	3,000 m ² 超は×	3,000 m ² 超は×
	カラオケボックス等	×	×	×
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	×	×
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場	×	×	×
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校			
	大学、高等専門学校、専修学校等			
	図書館等			
	巡回派出所、一定規模以下の郵便局等			
	神社、寺院、教会等			
	病院			
	公衆浴場、診療所、保育所等			
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等			
	老人福祉センター、児童厚生施設等			
	自動車教習所	3,000 m ² 超は×	3,000 m ² 超は×	3,000 m ² 超は×
工場・倉庫等(※2)	単独車庫(付属車庫を除く)	300 m ² 超、3F以上は×	300 m ² 超、3F以上は×	300 m ² 超、3F以上は×
	建築物付属自動車車庫	建築物の延べ面積の1/2超、3F以上は×	建築物の延べ面積の1/2超、3F以上は×	建築物の延べ面積の1/2超、3F以上は×
	倉庫業倉庫			×
	畜舎(15 m ² を超えるもの)	×	×	×
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋、畝屋、建具屋、自転車屋等で作業場の床面積が50 m ² 以下			
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場			50 m ² 超は×
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場			×
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場			×
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×
	自動車修理工場			50 m ² 超は×
	火薬、石油類	量が非常に少ない施設		3,000 m ² 超は×
	ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が少ない施設		×
		量がやや多い施設		×
		量が多い施設	×	×

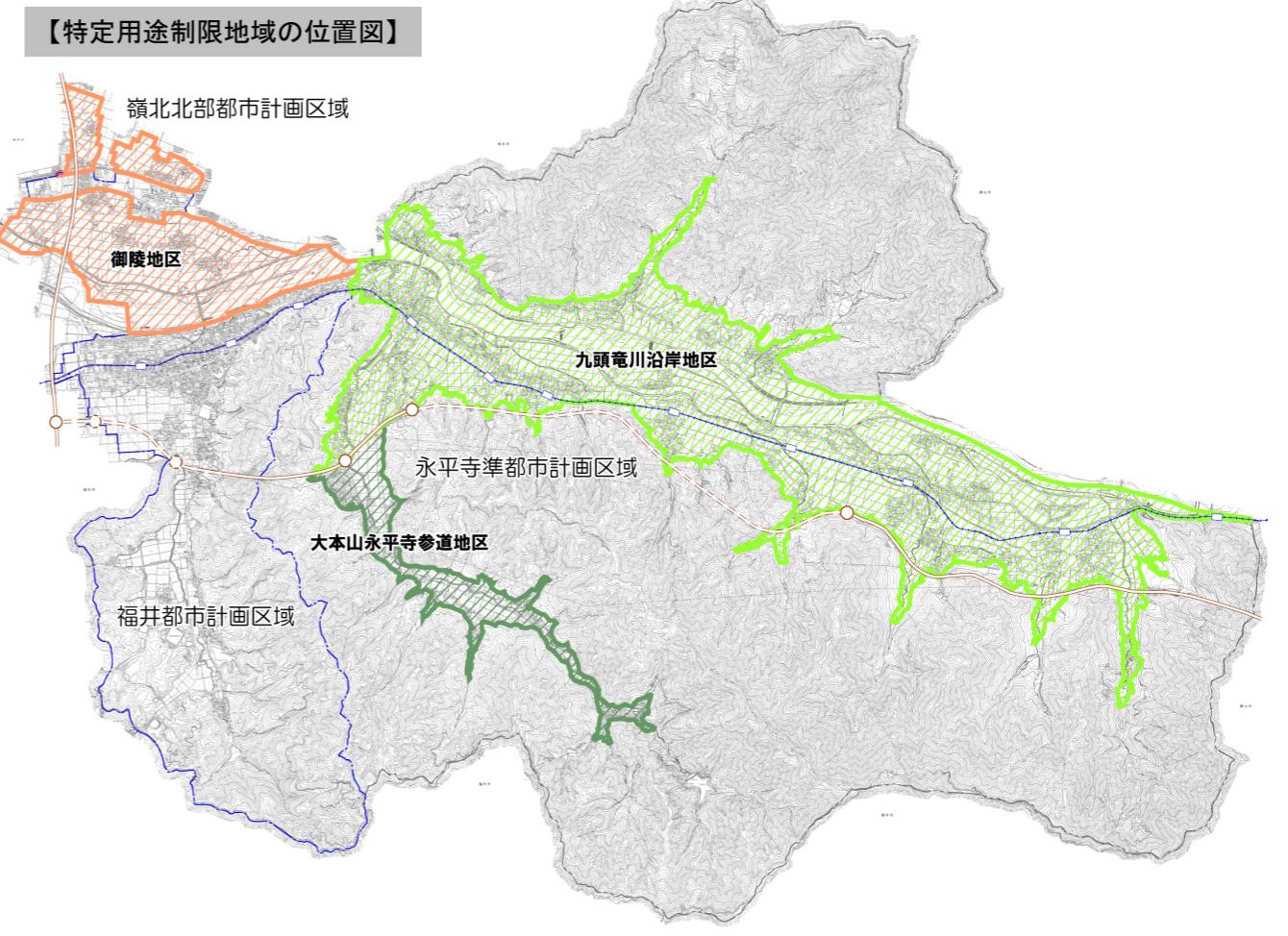
薄黄網掛け : 第一種住居地域と同レベル

薄紫網掛け : 準工業地域と同レベル

赤枠、赤文字 : 町独自に付加

*1: みなしホテル : 旅館業法上はリゾート・ビジネスホテルなどと申請し、実情はラブホテルとして営業しているホテル

*2: 工場・倉庫等 : 床面積、原動機出力の規格をはじめ、業種・業態毎、および危険物の種別、量毎にきめ細かく分類されています
ので、事前にご確認ください



特定用途制限地域の指定によって不適格となる既存の建築物の扱いについて

既存不適格建築物となった場合でも、そのまま存置しても差支えはなく、違反にはなりません。また、一定の範囲内であれば、増改築も可能です。詳細は町の条例で定めますが、緩和する内容は以下のとおりとする予定です。

- 基準時（特定用途制限地域の施行の日）の敷地内で増改築をし、増改築後の容積率・建ぺい率の規程に適合していること（特定用途制限地域の指定による容積率・建ぺい率の変更はありません）。
- 増改築後の床面積の合計は、基準時の床面積の1.2倍以下。
- 増築後、特定用途制限地域の規程に合わない用途部分の床面積は、基準時の不適合用途部分の床面積の1.2倍以下。
- 特定用途制限地域の規程に適合しない理由が原動機の出力、機械の台数等の場合は、増築後の出力、台数等が基準時の出力、台数等の1.2倍以下。